

2014年4月25日

No.200

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

4月24日、**又市征治議員**は総務委員会において、自治体労働者の労働基本権を認めることなく、新たな人事評価制度等を導入する地方公務員法の一部改正案に反対する論陣を展開しました。

政府の自律的労使関係の確立に向けた取組みは後退している



冒頭、**又市議員**は、国、自治体における自律的労使関係の措置に向けて検討することを定めた、国家公務員制度改革基本法に基づく政府の取組状況を質しました。

新藤大臣は、地方6団体等において議論が尽くされていないこともあり、慎重に検討していきたいとの後ろ向きの答弁に終始しました。

又市議員は、自律的労使関係の確立なしには、今回の人事評価制度等は十分に機能しないのではないかと、さらに大臣を追及しました。大臣は、評価の透明性等を確保し、職員への周知と相互理解を深めて進める、との答弁に留まりました。

客観的な人事評価が担保されていない改正案

続いて**又市議員**は、過度の能力・実績主義は公務に適さないという意見を引用しつつ、機械的な能力・実績主義の導入に反対するとともに、職員団体の関与も否定されている現状では、人事評価の客観性が担保されていないと批判しました。

これに対し**担当局長**は、国家公務員に適用されている人事評価は、従来の勤務評定に比較して重層的な評価が行われ、客観性、透明性は高く、評価基準等の公表、評価結果の開示、苦情処理体制の整備等々が行われており、自治体にも評価の客観性が担保される措置が講じられるように必要な助言を行っていくと答弁しました。

再任用の基準に変更はない

又市議員はさらに、今回の人事評価制度の導入によって、昨年3月の総務省副大臣通知「地方公務員の雇用と年金の接続について」の再任用制度に変更はないのかと質しました。担当局長は、要請内容に変更がないことを明らかにしました。

等級別基準職務表の条例化を求めることは、地方分権の否定だ

又市議員は、自治体の規模はさまざまであり、人事管理は本来、各自治体の自主的・主体的判断で行われるものであり、国の関与は地方自治の観点からも問題があると指摘しました。

関口副大臣は、等級別基準職務表に定められる基準職務の内容は、各自治体がそれぞれの規模や組織構造等を踏まえて法の趣旨に沿って適切に整備されるとの見解を表明しました。

又市議員は、職員と職員団体の理解と合意を得ることが重要であり、杓子定規に進めることがないように要求しました。

新藤大臣は、細かな運用は、制度の趣旨に反しない限り各団体の判断に委ねられていると、運用上の自治体の裁量を一定認める姿勢を示しました。